

セーフコミュニティ推進本部の設置について

1. 本部の設置目的

世界保健機関が推進するセーフコミュニティの認証取得に向け、区長のリーダーシップのもと、全職員の理解に基づく部局を越えた連携を確保するとともに、各部局における主体的な検討を促進し、効果的な予防プログラムを構築していくため、以下のとおり「セーフコミュニティ推進本部」を設置する。

2. 構成

| | |
|------|------------------|
| 本部長 | 区長 |
| 副本部長 | 副区長、教育長 |
| 本部員 | 全部長 |
| 事務局 | 政策調整担当副参事、健康推進課長 |

3. 設置根拠、期間

- (1) 設置：平成22年2月 要綱設置
- (2) 期間：平成22年3月から平成24年度

4. 検討事項

- (1) セーフコミュニティの認証に関すること
- (2) セーフコミュニティに関する全区的な協議組織に関すること
- (3) 外傷等に関する現状と課題の把握、分析に関すること
- (4) セーフコミュニティに関する基本方針(重点テーマの選定、モデル地区の設定等)に関すること
- (5) セーフコミュニティ実施計画(予防プログラム、目標設定等)に関すること
- (6) 外傷に関するサーベイランス及び評価の仕組みづくりに関すること
- (7) セーフコミュニティの普及啓発に関すること

5. 部会等の設置

セーフコミュニティの推進に関して、具体的な連絡調整と検討を効果的に行うため、必要に応じ、セーフコミュニティ推進本部に部会、プロジェクトチームを置くことができるものとする。部会等のメンバーは、本部長が指名する。

6. 学識者の出席

セーフコミュニティの推進に関する知見を得るため、必要に応じ、セーフコミュニティ推進本部に学識経験者を出席させることができるものとする。

7. 地域の個性を活かしたモデルの構築

セーフコミュニティの推進にあたっては、文化、環境、子育て、教育、福祉、など、豊島区がこれまで推進してきた政策と地域資源を最大限に活かすとともに、日本一の高密都市として、内外の大都市モデルとなるようなセーフコミュニティの姿を発信する。

また、検討にあたっては、特に次の二点に留意しつつ、取り組むこととする。

(1) コミュニティ政策との連携

セーフコミュニティは、「安全」と「コミュニティ」を車の両輪として、人の絆の豊かさのなかで、暮らしの「安心」を生み出していく取り組みである。

これまでのコミュニティに関する政策の積み重ねを活かし、町会・自治会活動の振興、地域区民ひろばや地域協議会など、自治の推進に関する基本条例の理念を発展させながらセーフコミュニティに取り組むこととする。

(2) 健康政策との連携

「ヘルスプロモーション」と「セーフティプロモーション」は、それぞれ対象とする領域は異なるが、「健康や安全は個人の問題ではなく社会全体の課題である」という考え方に立ち、「生活の質の向上（QOL）」という共通の目標を目指す取り組みである。

生活習慣病の予防やがん対策、健康づくり、食の安全など、「安全」と「健康」に関する政策を関連づけながら、広がりのあるセーフコミュニティの姿を目指すこととする。

【参考】

| セーフコミュニティ国際ネットワークへの申請ガイドラインが示す取組分野の〔例〕 | |
|----------------------------------------|---------------|
| 1. 交通安全 | 7. 子どもの安全 |
| 2. 家庭内の安全 | 8. 高齢者の安全 |
| 3. 仕事に関する安全 | 9. 犯罪・暴力の予防 |
| 4. スポーツに関する安全 | 10. 自殺予防 |
| 5. 学校に関する安全 | 11. 外傷サーベイランス |
| 6. 公共の場における安全 | |